

福井市清明保育園 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、福井市が福井市江端町32-67に設置する福井市清明保育園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 本園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福井市条例第31号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 本園は、保育所保育指針（平成29年厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育（延長保育）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第6条に規定する時間の範囲内において、支援法第59条第2号に規定する時間外保育（延長保育）を提供する。

(3) 一時預かり保育

主として特定教育・保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものに対し、支援法第59条第10号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(4) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進するための保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 園児の人数に応じた人員(常勤換算後)

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 保育補助 (園長が必要と認める人員)

保育補助は、保育士が行う園児の保育の補助業務を行う。

(5) 管理栄養士 1名以上(常勤専従、子育て支援課配属)

管理栄養士は、園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成する。

(6) 調理員 園児の人数に応じた人員(常勤換算後)

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 事務職員 1名

事務職員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

なお、年末(12月29日から同月31日まで)については、保護者の就労等により保育の必要があると認められる場合には、状況に応じて保育を提供することがある。

2 前項の規定のほか、災害やその他急迫な事情に際して、次の各号に該当する場合は、本園を臨時休園とすることができる。

(1) 清明地区に警戒レベル3以上の風水害に関する避難情報が発令された場合。

(2) 前号の規定にかかわらず、風水害に関して、本園の立地条件等を考慮してより一層の警戒が必要となるとき。

(3) 清明地区に警戒レベル3以上の土砂災害に関する避難情報が発令されている条件下で、臨時休園とする止むを得ない事由がある場合。

(4) 大雪特別警報の発令または福井市雪害対策本部の設置の条件下で、臨時休園とする止むを得ない事由がある場合。

- (5) 震度5弱以上の地震が発生し、施設の安全や保育者の確保が困難な場合。
- (6) 本園において感染症が流行し、臨時休園となる感染レベルに達した場合。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子どもに係る保育時間
7時30分から18時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間
8時から16時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで及び16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(利用者負担額その他の費用の種類)

第7条 本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額（保育料）を福井市に支払うものとする。

- 2 本園においては、条例第13条第4項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用について実費を徴収する。

(利用定員)

第8条 本園の支援法第31条第1項の利用定員は、支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 支援法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 26人
- (2) 支援法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 16人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(利用の開始に関する事項)

第9条 本園は、福井市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から、本園の利用の取消しの申し出があったとき。

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 本園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、福井市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供時等、園の管理下で生じた負傷等の災害については、保険加入者に対し速やかに給付手続きを行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
保護者会費	保育関係・行事関係・環境費	全園児	500円/月
日本スポーツ振興センター	保険掛け金	全園児	240円/年
やまびこクラブ	会費	1世帯	150円/年
遠足経費	各種遠足等	2～5歳児	バス・電車代、 施設利用料 他
プラネタリウム交通費	セーレンプラネット見学	4・5歳児	電車代
ふれあいコンサート交通費	ハーモニーホール音楽会	5歳児	電車代
幼児演劇鑑賞教室交通費	観劇	5歳児	電車代
帽子代	1歳児以上が使用	新入園児	実費
副食費	給食（おやつ含む）	3、4、5歳	4,500円/月

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

(1) 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

<市が定める金額>

閉所時間（18時30分）を超える場合 日額100円

(2) 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

<市が定める金額>

7時30分から	8時まで	無料
16時01分から	16時30分まで	日額100円（月上限額1,500円）
16時31分から	18時00分まで	日額200円（月上限額2,500円）
18時01分から	18時30分まで	日額300円（月上限額3,500円）
閉所時間（18時30分）を超える場合		日額100円加算